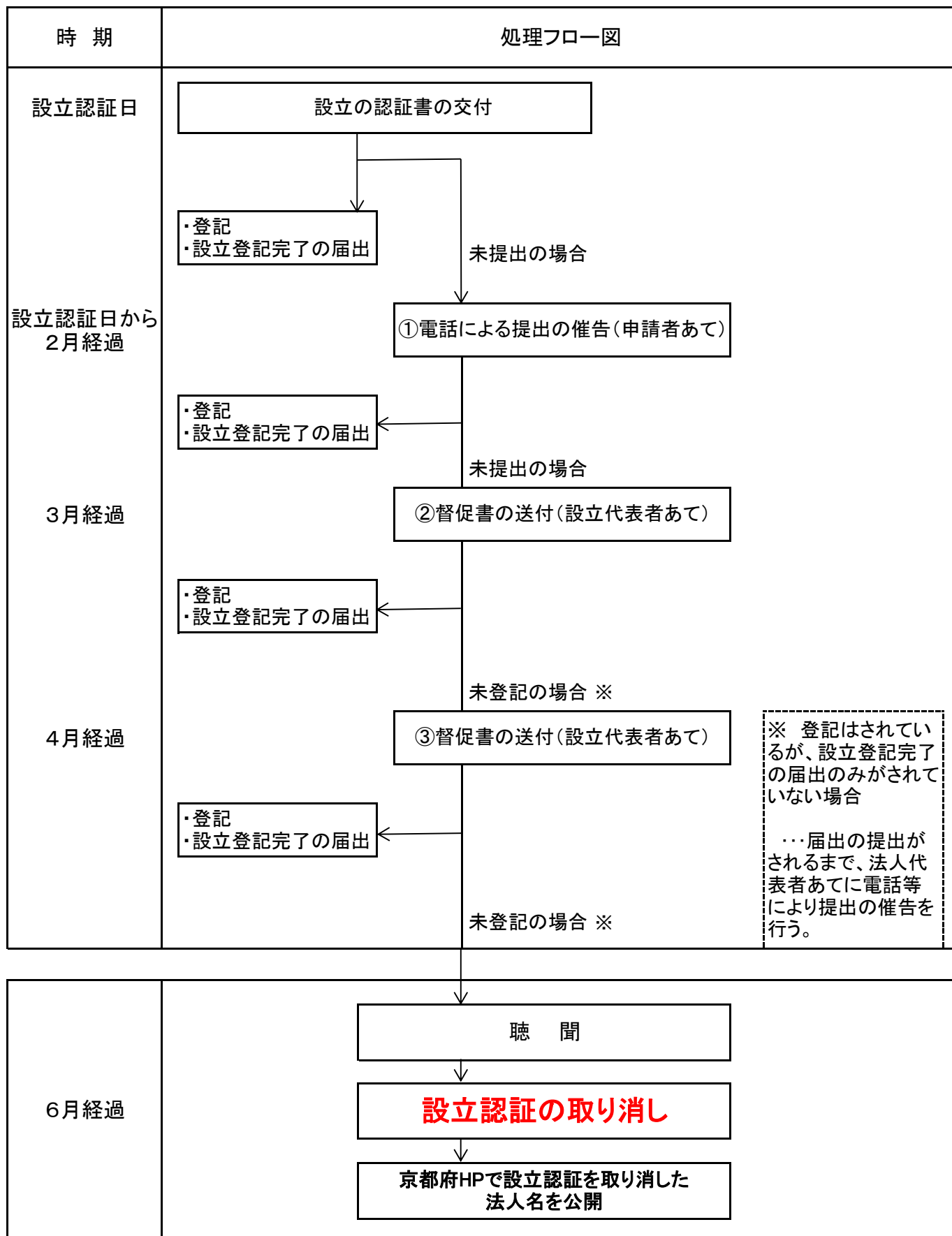


NPO法人の設立登記を行わない団体への対応フロー図



なお、既に6月を経過しても設立の登記を行わない団体に対しては、上記手続きを適用せずに、行政手続法に規定された聴聞を開催のうえ、設立の認証の取り消しを行う場合があります。